

# 社会福祉 あきた

NO.  
号外  
2018.3.20



【写真】  
「小学生が民生委員の皆さんと一緒に  
地域のことを学びました」  
(湯沢市)

特集

## P2 (公財) 秋田県長寿社会振興財団からの 事業譲渡について

## P4 返還免除がある貸付制度利用のご案内

- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金募集のご案内
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金募集のご案内
- ・介護福祉士修学資金募集のご案内
- ・保育士修学資金募集のご案内



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法人 秋田県社会福祉協議会  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

## 高齢者を地域全体で支える体制の強化を目指し 「秋田県長寿社会振興財団」の事業を継承します。

秋田県社会福祉協議会(以下「本会」)は、平成30年4月1日から、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団(以下「L1財団」)の事業を継承し、実施することとなりましたのでお知らせします。

本県においては、全国より速いスピードで高齢化率が上昇するなど、少子高齢化、人口減少が進んでおり、地域で増加する複雑で多様な生活課題に対応できるよう、地域包括ケアシステムの体制強化、地域共生社会の実現が強く求められています。

そこで、本会とL1財団は、高齢化対策に関する事業を他の社会福祉事業と一体的に実施することにより、高齢者を地域全体で支える体制づくりを総合的に推進することが必要との認識のもと、協議を進めてきました。

平成29年6月13日の事業譲渡に係る基本合意を受け、両法人内の手続を経て12月15日には事業譲渡に関する契約を締結したことにより、本年4月から本会がL1財団事業を継承して実施することが決定しました。

本会は、新たな地域福祉活動計画(平成30年度)にL1財団から継承する事業を組み込むなど、

既存事業との連携を強化し、本県の地域福祉の充実に向けた取組みを更に推進します。

なお、継承する事業に関する事務は、4月以降、本会が入居する秋田県社会福祉会館で取り扱います(連絡先は後記)。

### 本会が継承する事業の主な内容

本会では、高齢者の生きがい・健康づくりや高齢者相談事業など次の5分野の事業を4月から新たに実施します。その主な内容を紹介します。

#### 1 高齢者の生きがい・健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、県、市町村、関係機関・団体と連携し、ねんりんピックなど高齢者のスポーツ活動・文化活動等を支援します。

また、「元氣にとしよる十ヶ条」の活用促進や、地域支え合い活動の全県への普及を図り、高齢者の社会参加活動の振興や住み慣れた地域で暮らすことができる体制づくりを促進します。

#### ① 高齢者の健康づくり及び創作活動の推進

高齢者がスポーツ等に親しむ環

境を整備し、ねんりんピックやニースポーツの普及等により、県民の健康の保持増進を図ります。

#### ② 高齢者の社会参加活動の推進

秋田L1大学の開催など高齢者の社会参加活動を促進し、生きがいと健康づくりを推進します。

#### ③ 「元氣にとしよる十ヶ条」の普及啓発

「元氣にとしよる十ヶ条」のさらなる普及啓発により、県内全体のスローガンとして定着を図ります。

#### ④ 仲間づくりの支援

高齢者が参加するサークル活動情報の収集や発信、サークルの新規立ち上げ支援を行い、引きこもりがちな高齢者の社会参加活動の促進を図ります。

#### ※1に関連する本会の主な事業

- ◎ 地域における支え合いの仕組みづくり推進モデル事業
- ◎ 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援

#### 2 高齢者の相談支援

高齢者やその家族等が抱える心配ごと等の相談に応じ、市町村や地域包括支援センターと連携し問題解決を促す等、在宅での暮らしを望む高齢者が尊厳を保ちながら地域で安全・安心に暮らせるよう支援します。

併せて、市町村が推進する「新しい総合事業」の充実に向け、介護予防等の研修を通じ関係者や県

民の理解促進を図る等、共に支え合う地域づくりを支援します。

#### ① 高齢者総合相談・生活支援事業

高齢者ほっと安心相談により高齢者やその家族等の保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとへの相談援助を行うほか、県民向けの生活支援技術講座や福祉用具の普及啓発を行います。

#### ② 認知症コールセンター運営事業

認知症の方やその家族が抱える悩みや疑問に対応し、認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援します。

#### ③ 新しい総合事業の取組み支援事業

介護予防研修や権利擁護相談、虐待に関する研修会など、包括的支援事業を実施します。

また、地域支援事業における支え合い活動の推進や地域ケア・マネジメント支援機能の強化に取り組みます。

#### ※2に関連する本会の主な事業

- ◎ ふれあい安心電話システム推進事業
- ◎ 日常生活自立支援事業
- ◎ 生活福祉資金貸付事業

#### 3 介護実習

介護予防の概念も含めた介護知識・技術の普及を図る専門職向けの研修や実習を行います。

併せて、適切で安全なたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。



**①訪問介護員の人材養成における  
基本研修実施事業**

訪問介護員やサービス提供責任者を対象として、要介護者の人権擁護や尊厳あるケア、多職種連携のノウハウを習得するため、研修を実施します。

**②介護施設等看護実務者研修事業**

介護施設等に従事する看護職員向けに、高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術を習得する研修を実施します。

**③介護職員によるたん吸引等の  
修事業**

特別養護老人ホームや居宅サービス事業所等で、医師・看護職員との連携・協力の下にたん吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成する研修を実施します。

**ア 指導者養成講習事業**

介護職員等がたん吸引等を実施するために受講する研修の指導者を養成する研修を実施します。

**イ 基本研修事業**

医療的ケアを安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

**ウ 実地研修事業**

基本研修の修了者に実地研修を実施します。

**エ 特定の者対象第3号研修事業**

障害福祉関係の事業所を利用する人に医師、看護師の連携の

下に安全にたん吸引を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

**※3に関連する本会の主な事業**

◎福祉保健従事者研修

**4 介護支援専門員の養成等**

介護保険制度上、重要な役割を担う介護支援専門員の確保や資質の向上に向けて、各種の研修等を実施します。

**①介護支援専門員資質向上研修事業**

介護支援専門員の専門性と資質の向上を目的とした研修を実施します。

**イ 主任介護専門員研修等**

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成や、その有効期間を更新するために必要な研修を実施します。

**ウ 実務研修**

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成することを目的として、利用者の自立支援のためのケアマネジメントに関する知識や技能を習得する研修を実施します。

**エ 更新研修・再研修**

介護支援専門員証（有効期間5年）の更新時や実務未経験者が新たに実務に就く際に、専門知識や技術の修得のための研修

を実施します。

**②介護支援専門員実務研修受講試験**

介護支援専門員を養成する実務研修の受講希望者を対象に、必要な基礎的知識の有無を確認するための試験を行います。

**※4に関連する本会の主な事業**

◎福祉保健従事者研修

**5 介護サービス情報の公表**

介護サービス利用者が介護事業所を適切に選択できるように支援するため、事業所が提供する介護サービスの情報を「介護サービス情報公表システム」を通じて公表する「介護サービス情報の公表」事業を実施します。

併せて、事業所の調査に必要な調査員の養成研修を実施します。

**①指定介護サービス情報公表センター**

公表対象となる全25種類53サービス（介護予防サービスを含む）について、県内の公表対象事業所が報告する介護サービス情報の受理・調査・公表を実施します。

**※5に関連する本会の主な事業**

◎福祉サービス第三者評価事業  
◎運営適正化委員会事業

**本会が継承する事業の連絡先**

（平成30年4月1日以降）

LL財団から継承し実施する事業に関する平成30年4月以降の連絡先は次のとおりです。

**◆住所** 〒01010922

秋田県秋田市旭北栄町一番五号  
秋田県社会福祉会館内

**◆電話番号**

1. 高齢者の生きがい・健康づくり  
電話 (018) 8242888

2. 高齢者の相談支援

①秋田県高齢者総合相談・生活支援センター「総合相談専用」  
電話 (018) 8244165

②秋田県高齢者総合相談・生活支援センター「介護研修専用」  
電話 (018) 8242777

③秋田県認知症コールセンター  
電話 (018) 8242275

3. 介護実習

①訪問介護員の人材養成における基本研修実施事業  
電話 (018) 8242777

②介護施設等看護実務者研修事業  
電話 (018) 8242777

③たん吸引等研修等  
電話 (018) 8242444

4. 介護支援専門員の養成等  
電話 (018) 8243666

5. 介護サービス情報の公表  
①秋田県介護サービス指定情報公表センター  
電話 (018) 8243888

なお、担当部署やFAX番号等詳細は、3月中旬以降、本会のウェブサイトで紹介します。

奨学金や就学資金の多くは貸与型で返済が必要とされており、返済資金の計画的な確保が求められます。

しかし、次の4つの貸付制度は、養成校卒業後や資格取得後、一定期間、定められた業務に継続して従事することで貸付金の返還を免除する仕組みが設けられています。

これらの資金の利用は、借受人本人だけではなく、御家族や関係者の皆様にとっても、学費等に関する不安を軽減し、学業に専念しやすい環境づくりと将来設計に役立つものと思います。資金の利用をぜひご検討ください。

## 介護福祉士修学資金募集のご案内

### 【貸付の目的】

県内外の介護福祉士養成校（以下「養成校」）に在学し、介護福祉士資格の取得を目指す学生に、修学費用等を貸付け、支援することにより、秋田県内の介護人材の確保を図ることを目的とするものです。

### 【貸付対象者】

次の①と②の要件の両方を満たす者

- ①養成校卒業後、秋田県内で介護福祉士の業務に従事する意思のあるもの
- ②学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付けが必要と認められるもの

### 【貸付の内容】

入学準備金	20万円以内（入学時のみ）
修学資金	月額5万円以内
就職準備金	20万円以内（卒業時のみ）
国家試験受験対策費用	4万円以内（卒業年度）
生活保護世帯等の場合は、生活費加算制度があります。	

### 【貸付期間】

養成施設に在学する期間

### 【貸付利子】

無利子

### 【平成30年度募集時期・申請方法】

5月31日（木）までに、在学する養成校を經由して申請書を本会に提出してください。

### 【返還の免除等】

養成校を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、秋田県内で介護福祉士の業務に5年間（過疎地域は3年間）従事した場合は、貸付金の返還を免除します。

養成校を退学した場合や、介護福祉士の業務に従事した後5年未満（過疎地域は3年未満）で離職する場合等、返還事由が生じたときには資金の返還が必要となります。  
※秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

### ◆問い合わせ先

地域・施設振興部  
秋田県福祉保健人材・研修センター  
TEL (018) 864-2880  
FAX (018) 864-2877

## 保育士修学資金募集のご案内

### 【貸付の目的】

指定保育士養成校に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に修学費用等を貸付け、支援することにより、秋田県内の保育人材の確保を図ることを目的とするものです。

### 【貸付対象者】

次の①～③の要件を全て満たす者

- ①平成30年4月に全国の指定保育士養成施設に入学した者で、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内において保育業務（保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等）に従事しようとするもの
- ②優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められるもの
- ③他の都道府県から本修学資金を借り受けていない者

### 【貸付の種類と貸付額】

修学資金	月額5万円以内（上限120万円）
入学準備金	20万円以内
就職準備金	20万円以内

### 【貸付期間】

養成施設に在学する期間

### 【貸付利子】

無利子

### 【平成30年度募集時期・申請方法】

4月2日（月）から5月31日（木）までに、在学する養成施設を經由して申請書を本会に提出してください。

### 【返還の免除等】

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、秋田県内で保育士の業務に5年間（過疎地域は3年間）従事した場合は、貸付金の返還を免除します。

養成施設から退学した場合や、保育士の業務に従事した後5年未満（過疎地域は3年未満）で離職する場合等、返還事由が生じたときには資金の返還が必要となります。

### ◆問い合わせ先

総務企画部  
TEL (018) 864-2711  
FAX (018) 864-2702



# 返還免除がある貸付制度利用のご案内

秋田県社会福祉協議会が取り扱う、返還免除の仕組みがある4つの貸付制度を紹介します。

ここで紹介する貸付制度は、介護や保育の分野の人材確保による人材不足の解消をねらいとするものや、ひとり親や社会的養護を必要とする方の支援をねらいとするものがあります。

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金募集のご案内

### 【貸付の目的】

ひとり親家庭の親に、就職に有利な資格の取得に必要な資金を貸付け、支援することにより、自立の促進を図ることを目的とするものです。

### 【貸付の内容と貸付対象者】

入学準備金	50万円以内
	秋田県内の各自治体を実施する高等職業訓練促進給付金の受給者
就職準備金	20万円以内
	高等職業訓練促進給付金を受給して、養成機関の課程修了後、資格を取得し、その資格が必要な業務に従事する職に就こうとする者

### 【貸付利子】

連帯保証人ありの場合	無利子
連帯保証人なしの場合	年1.0%

### 【平成30年度募集時期・申請方法】

自治体（市：各市福祉事務所、町村：最寄りの県福祉事務所）を経由して、申請書を本会に随時提出してください。

ただし、平成30年2月現在、男鹿市、鹿角市は給付金制度未実施のため貸付け対象外です。

### 【返還の免除等】

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に秋田県内において取得した資格が必要な業務に従事し、引き続き5年間業務に従事した場合、返還を免除します。

ただし、この要件を満たさなかった場合は、返還が必要となります。

### ◆問い合わせ先

地域・施設振興部  
地域福祉・生活相談支援担当  
TEL (018) 864-2713  
FAX (018) 864-2742

## 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金募集のご案内

### 【貸付の目的】

秋田県内の児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等へ委託中又は委託が解除された者に、必要な資金を貸付け、自立した生活を支援することを目的とするものです。

### 【貸付対象者】

- 生活支援費～児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、大学等に在学する者(以下「進学者」)
- 家賃支援費～進学者及び児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、就職している者(以下「就職者」)
- 資格取得支援費～児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び進学者のうち、就職に必要な資格取得を希望する者

### 【貸付の内容】

- 生活支援費 月額5万円以内(大学等に在学する期間)
- 家賃支援費 1月当たりの家賃相当額  
(進学者は大学等の在学期間、就職者は退所又は委託解除後から2年間)
- 資格取得支援費 実費(25万円以内)

### 【貸付利子】

無利子

### 【平成30年度募集時期・申請方法】

利用希望者は、児童養護施設又は里親を経由し、申請書を本会に随時提出してください。

### 【返還の免除等】

- 生活支援費及び家賃支援費は、5年間対象となる業務に従事した場合、返還を免除します。
  - 資格取得支援費は、2年間対象となる業務に従事した場合、返還を免除します。
- ※ただし、上記を満たさなかった場合は、返還が必要となります。

### ◆問い合わせ先

地域・施設振興部  
地域福祉・生活相談支援担当  
TEL (018) 864-2713  
FAX (018) 864-2742

平成30年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 【見舞費用加算】  
基本補償(A型) 保険料 + 定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償 **新設**

プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

(普通傷害保険)

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額		1口あたりの補償額
死亡保険金	後遺障害保険金	100万円
入院保険金(1日あたり)	手術保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
通院保険金(1日あたり)		800円
		入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
		500円

▶年額保険料(掛金)		定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	②通所型施設利用者	1,310円 990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額		1口あたりの補償額
死亡保険金	後遺障害保険金	140万円
入院保険金(1日あたり)	手術保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
通院保険金(1日あたり)		1,500円
		入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
		600円

▶年額保険料(掛金)		定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり		3円(1日あたり) 780円(年間: 週5勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

(賠償責任保険)

保険期間1年

▶保険金額		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中		5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

引受幹事(保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763